平成２９年（フ）第７４６８号
東京都大田区新蒲田３丁目11―14
債務者　森島　詔子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４６９号
東京都東村山市青葉町１丁目７―70　さくらコート青葉町
債務者　千葉　　弘
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４７０号
東京都国立市北３丁目38―１―４―301
債務者　金谷　明美（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４７６号
東京都葛飾区奥戸２丁目３―12
債務者　伊藤　宜広
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４７７号
東京都町田市図師町2991―５
債務者　大澤沙知子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４７９号
東京都大田区矢口３丁目１―５　社会福祉法人徳心会総合福祉施設いずみえん
債務者　小林みよ子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４８７号
東京都江東区森下３丁目１―８―401
債務者　福井　美奈
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５１３号
東京都北区浮間３―４―３　浮間３丁目アパート３号棟410、住民票上の住所東京都北区浮間３丁目４―３―410
債務者　武井美樹雄
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５２０号
東京都足立区千住宮元町29―４―202
債務者　前田　隆次
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９９８号
東京都あきる野市原小宮１丁目13番地９
債務者　井筒　明則
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１５７号
沖縄県うるま市字昆布1275番地　ニューコートニー602
債務者　齋藤　祐一
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１６３号
沖縄県うるま市字宇堅88番地２　コーポすみれ301
債務者　島袋　美菜（旧姓新里）
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第９８５号
東京都武蔵野市中町３丁目18番13―201号田中ビル
債務者　北出　　博
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９１５号
東京都府中市本宿町２丁目２番地の４栄マンション102
債務者　伊藤　　剛
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部